

# 賛同団体・賛同人になってください！

2018年4月、一人の子どもの「願い」は叶いませんでした。

和希君は、人工呼吸器を使って生活をしています。幼稚園は同世代の子どもたちと一緒に過ごし、小学校も友だちと一緒に学びたいと地域の小学校の入学を希望しました。お父さん、お母さんも、同じ思いで教育委員会と話し合いをしてきましたが、彼らの意向は尊重されませんでした。医療的ケアの必要な和希君は、地域の小学校に通えないというのです。そこで、和希君とご両親は、できる限り早期に地域の小学校での学校生活を実現させようと、7月11日、横浜地方裁判所に提訴しました。

私たちは踏みにじられた彼らの「願い」に寄り添い、共に歩むために「和希君を支える会」を立ち上げました。

神奈川新聞 9月12日【抜粋】 <http://www.kanaloco.jp/article/359841>

重度の障害があることを理由に、希望する地元の小学校への通学を認めず、県の特別支援学校を就学先に指定したのは差別に当たり違法だとして、川崎市の和希君と両親が同市と県に、地元小学校への通学を認めるよう求めた訴訟の第1回口頭弁論が12日、横浜地裁（河村浩裁判長）であった。両親は「地域の小学校で友達との交流を通じ、刺激を受けながら成長してほしい」と訴えた。市と県は特別支援学校が「最良の学び場」と主張し、争う姿勢を示した。

母親は意見陳述で「特別支援学校のクラスでは教師との対話しか持つことができない。子どもは子どもの中で育つ。少しでも早く、友達と普通の学校生活を送らせてあげたい」と述べた。代理人弁護士は「（障害の有無にかかわらず地域の学校でともに学ぶ）インクルーシブ教育を受ける権利が侵害されている」と訴えた。

訴えによると、和希君は難病の先天性ミオパチーで人工呼吸器を装着している。今年4月の小学校入学に際し、両親は市や県の教育委員会と複数回にわたり協議。地元の川崎市立小への通学を希望したが、市教育委員会は3月、「専門的な教育が適切」として県の特別支援学校に就学するよう通知した。

障害のある子どもの就学先を巡っては、2013年の学校教育法施行令の改正で、特別支援学校への就学を原則とする分離別学システムが改められた。文部科学省は同年、「保護者の意向を最大限尊重する」などと明記した通知を出している。

小学生としての日々は、二度と戻ってきません。和希君の「願い」を実現するために、私たちは、裁判所に以下のことを求めます。

**本人・保護者の意向を尊重し、早期に地域の小学校での学校生活を実現すること。**

賛同団体、賛同人になってください。第1次集約は10月25日です。以降、裁判の進展にもよりますが、随時募集してまいります。

2018年10月17日

和希君を支える会

【和希君を支える会事務局】

大谷恭子、大塚孝司、門脇洋子、小林律子、名谷和子、南館こずえ

問い合わせ先：アリエ法律事務所気付 大谷恭子

〒101-0041 千代田区神田須田町1-6 弓矢四国ビル4F

TEL 03-6869-3230 FAX 03-6869-3231

Mail kazukikun.sasaeru@gmail.com

---

ご賛同いただける団体または個人は、上記「問い合わせ先」に下記の事項をご連絡ください。

(※手書きの場合、登録ミスのおそれがありますので、なるべくメールで必要事項をお送りください)

1. 団体名、または個人のお名前
2. 連絡先 住所  
電話番号  
FAX番号  
メールアドレス
3. 団体名等掲載の可否

\*なお、個人で賛同してくださる方については、記載すべき所属団体名等を指定くださるようお願いいたします。ご要望のとおりに記載させていただきます。不要の場合は、その旨をお知らせください。

(例) とともに あゆむ (支える会)

とともに あゆむ